

添付法令資料 3 :

商業銀行の破綻処理計画に関する2024年8月7日付  
インドネシア預金保険公社規則No. 2 (目次)  
同年 8 月 13 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 4 条)
第 2 章	破綻処理計画の作成 (第 5 条ないし第 7 条)
第 3 章	破綻処理計画の提出 (第 8 条及び第 9 条)
第 4 章	破綻処理計画の評価 (第 10 条及び第 11 条)
第 5 章	破綻処理可能性検査
第 1 節	破綻処理計画に対する破綻処理可能性検査 (第 12 条及び第 13 条)
第 2 節	破綻処理可能性検査の結果に対する銀行の是正措置 (第 14 条ないし第 16 条)
第 6 章	定期的な破綻処理計画 (第 17 条)
第 7 章	取締役及び監査役会の責務 (第 18 条)
第 8 章	他の当事者に対するデータ、情報及び／又は文書の要請 (第 19 条)
第 9 章	特定条件及び不可抗力 (第 20 条及び第 21 条)
第 10 章	制裁 (第 22 条ないし第 25 条)
第 11 章	雑則 (第 26 条及び第 27 条)
第 12 章	経過規定 (第 28 条)
第 13 章	終則 (第 29 条ないし第 31 条)